

ロシアを含むユーラシア経済連合（EEU）
における包装の安全性に関する
技術規則の概要と実務

（2018年2月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 DLA Piper Rus Limited に作成委託し、2018年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび DLA Piper Rus Limited が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 関税同盟技術規則 005/2011 の概要および主要な変更点	1
1.1. 関税同盟技術規則 005/2011 の適用分野	1
1.2 関税同盟技術規則 005/2011 の主要な要件	2
2. ほかの関税同盟技術規則やユーラシア経済連合（EEU）技術規則に含まれる製品への マークの要件.....	4
3. リスクとリスク最小化の方法.....	5
4. 日本企業へのアドバイス.....	7

ロシアを含むユーラシア経済連合（EEU）における 包装の安全性に関する技術規則の概要と実務

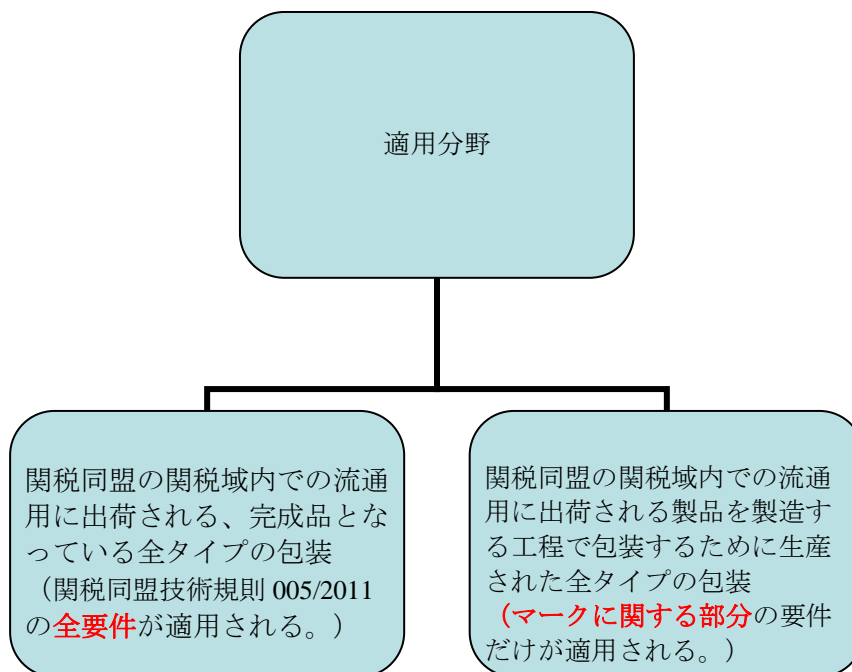
1. 関税同盟技術規則 005/2011 の概要及び主要な変更点

関税同盟技術規則「包装の安全性について」（**関税同盟技術規則 005/2011**）は、2011年8月16日付関税同盟委員会決定第769号により採択され、2012年7月1日に発効している。

本技術規則は2016年10月18日付ユーラシア経済委員会（EEC）決定第96号によって変更が加えられ、変更された内容は2017年5月21日に発効した。とりわけ、2016年10月18日付EEC決定第96号により、「複合材料」、「付随書類」、「保存期限」といった用語の定義が導入され、包装に表示されるマークに対する要件が明確化され、関税同盟技術規則005/2011の効力は貨物輸送用のコンテナとパレットには適用されないことが規定された。

1.1. 関税同盟技術規則 005/2011 の適用分野

図 1. 関税同盟技術規則 005/2011 の適用分野



現行の規則により関税同盟技術規則005/2011は、例えば、外国生産者が包装材をユーラシア経済連合（EEU）の外で第三者から購入し、その後、包装された製品をユーラシア経済連合域内に持ち込んだ場合には、適用されないことを指摘しておく必要がある。製品の製造に当たり、外国生産者が包装材を製造し、当該包装材を自社製造品

に活用する場合には、関税同盟技術規則 005/2011 のマークに関する部分の要件だけが適用される。

さらに、関税同盟技術規則 005/2011 が、以下のものには適用されないことが直接指示されている。

- 医療用製品、薬剤、医薬品の包装
- タバコ製品の包装
- 危険な製品の包装
- トラック、鉄道、海運、空輸による貨物輸送用のコンテナとパレット（変更の発効は 2017 年 5 月 21 日。1 ページ参照。）

1.2 関税同盟技術規則 005/2011 の主要な要件




関税同盟技術規則 005/2011 は、安全性とマークに関し包装への要件を定めている。

安全性の要件は以下により異なる。

- 包装製造の際に使用する材料（金属製、ポリマー製、紙製、ダンボール製）
- 包装の用途（食品用、香水・化粧品用、おもちゃ用、子ども用品用、その他）

マークに関して関税同盟技術規則 005/2011 は、包装そのものへの情報記載と、付随文書での指示について要件を定めている。

表 1. 関税同盟技術規則 005/2011 に適合したマークの要件

関税同盟技術規則 005/2011 に適合したマークの要件	
包装に記載されるべき情報	付属文書で指示されるべき情報
包装製造に使用された材料の数字コードおよび（または）文字標記 例： ・ポリエチレンテレフタレート製の包装は 01 または 1 / PET または PETE ・段ボール製の包装は 20 / PAP	包装（梱包材）の名称 例：「食品用」、「香水・化粧品用」
食品との接触を想定した包装であることを示すシンボル 	包装（梱包材）の用途に関する情報 例：「食品用」、「香水・化粧品用」
リサイクル可能な包装（梱包材）であることを示すシンボル –メビウスの輪 	保存条件、輸送条件、リサイクルの可能性
	加工方法（再利用可能な包装の場合）
	生産者（製造者）の名称と所在地、連絡先
	生産者の輸入代理人の名称と所在地、連絡先（そのような者が存在する場合）
	製造日（年、月）
	保存期限（生産者／製造者により設定されている場合）
	製品流通の統一マーク 

関税同盟技術規則 005/2011 の要件が適用される包装は、流通開始までに適合認証手続きを通過しなければならない。EEU における技術規則に関する議定書第 2 項（2015 年 5 月 29 日付 EEU に関する協定への付属文書 9 番）により、流通開始とは、商業活動の中で無償または有償で製品を関税同盟域内で頒布することを目的とした製品の納品または輸入（製造者の倉庫からの発送または倉庫を利用しない出荷も含む）を意味する。従って、適合証明書は輸入時に輸入者の所になければならない。

関税同盟技術規則 005/2011 の要件への適用認証は、適合申告書のかたちで行われる。




2. ほかの関税同盟技術規則やユーラシア経済連合（Eurasian Conformity）技術規則に含まれる製品へのマークの要件

本覚書の第 1.2 項で、関税同盟技術規則 005/2011 で定めたマークの要件を示した。これとともに、特定の種類の製品に対して採択された現行の関税同盟技術規則や EEU 技術規則にも、包装やラベル、製品の付随文書へのマークの記載に関する要件が含まれている。

この際、いくつかの関税同盟技術規則（例えば関税同盟技術規則 004/2011「低電圧機器の安全性について」（関税同盟技術規則 004/2011））には特定の情報をどこに製品、包装、取扱説明書を表示すべきかが指示されている。

以下は、関税同盟技術規則 004/2011 のマークに関する要件の表である。

表 2. 関税同盟技術規則 004/2011 によるマークに関する要件

包装に記載する情報	取扱説明書に記載する情報	製品に記載する情報
	<ul style="list-style-type: none"> - 型、ブランド名、機種 - 製造者名および（または）商標 	
	<ul style="list-style-type: none"> - 安全性にかかわる基本的なパラメーターと特性 - 生産国名 	
	<ul style="list-style-type: none"> - 機器の用途 - 特性とパラメーター - 安全使用の規則と条件 - 据付、保存、運送、販売、廃物利用の規則と条件 - 機器の故障を発見した際に取りるべき対策 - 製造者（製造者の代理人）および輸入者の名称と所在地、連絡先 - 低電圧機器の製造年月 	
 <p>（製品への表示ができない場合）</p>		 <p>（製品への表示ができない場合）</p>

その他の関税同盟技術規則は表示が必須な情報のリストと、製造者の判断で選べる許容された記載方法を定めているのみであり、さらに、製造者または輸入者がマークを表示する場所と方法を選ぶことができる。

例：関税同盟技術規則 008/2011「おもちゃの安全性について」

この際、関税同盟技術規則や EEU 技術規則で要求されるマークは、いずれの場合にも EEU 域内での製品流通開始前に表示されていなければならない。このように、EEU 域外で製造された製品を輸入する場合、マークは輸入（実際の国境通過）前に表示されていなければならない。

3. リスクとリスク最小化の方法

関税同盟技術規則 005/2011 への違反は、ほかの関税同盟技術規則や EEU 技術規則の場合と同様、行政罰を受けるリスクがある。

関税同盟技術規則 005/2011 の適用に関連した判例はあまり見当たらなかった。他方、ほかの関税同盟技術規則で規定されたマークの要件に違反したために、会社が行政罰を課されるケースは少なくない。マークの表示がないと（製品流通の統一マークも含め）、所定の手順で発行された適合証明書や適合申告書があっても、それが輸入時の製品リリース拒絶や、ロシア連邦行政違反基本法第 3 部 16.2 条により申告時に無効な適合証明書を提出したことに対する行政罰を受ける根拠となる（以下の表 3 第 1 項参照）。税関当局の立場からすると、製品にマークが表示されていないことは、関税同盟技術規則や EEU 技術規則への違反であり、提出された製品の適合証明書や適合申告書が無効であることの証拠となる。この立場は裁判所からも支持されている¹。

関税同盟技術規則 005/2011 にかかわる紛争状況の多くは輸入の段階で発生したのではなく、ロシア国内での包装の販売の段階で発生した。とりわけ、ロシア連邦行政違反基本法第 14.43 条により、包装にマークの表示がない、および、または関税同盟技術規則 005/2011 の要件に適合することを確認する書類がないために、企業に行政罰が課された²（以下の表 3 第 2 項参照）。

輸入の段階で、製品に関税同盟技術規則 005/2011 の要件が適用される企業は、ロシア連邦行政違反基本法第 3 部 16.2 条により、輸入された包装にマークがないことと関連して³、あるいはほかの生産者の製品には適用されない適合申告書を提出したことと関連して⁴、行政罰を課された。

このほかに、製品流通の統一マークは、関税同盟技術規則や EEU 技術規則の要件への適合が、然るべき方法で認証された製品のみに表示されることがあることを考慮する必要がある。包装が関税同盟技術規則 005/2011 に適合しないと、製品流通の統一マークの表示ができなくなる（以下の表 3 第 3 項参照）。

¹ 裁判第 21-9015/2015 番に対する 2016 年 11 月 18 日付北西管区商事裁判所判決、裁判第 A62-5236/2015 番に対する 2016 年 11 月 30 日付中央管区商事裁判所判決、裁判第 A40-125011/16 番に対する 2017 年 3 月 2 日付第 9 番商事控訴裁判所判決

² 裁判第 A41-68754/15 番に対する 2015 年 11 月 25 日付第 9 番商事控訴裁判所判決、裁判第 A40-26929/16 番に対する 2016 年 7 月 18 日付第 9 番商事控訴裁判所判決、裁判第 A33-8630/2014 番に対する 2014 年 12 月 25 日付第 9 番商事控訴裁判所判決

³ 裁判第 A56-67752/2014 番に対する 2015 年 6 月 2 日付第 13 番商事控訴裁判所判決

⁴ 裁判第 A53-28008/2014 番に対する第 5 番商事控訴裁判所判決

表 3. 関税同盟技術規則違反に対する行政罰

違反	規制法	管轄機関	法人への罰則	注
輸入の段階で				
1. 無効な禁止・制限順守確認書類の提出	ロシア連邦行政違反基本法第3部16.2条	税関当局	<ul style="list-style-type: none"> 行政罰金 5万～30万ルーブル 行政罰の対象となった製品の押収 	無効な禁止・制限順守確認書類とは、以下の適合証明書／適合申告書のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> - 偽造されたもの - 不法に入手したもの - 虚偽の情報を含むもの - ほかの製品に関するもの - 法的効力のないもの
販売の段階で				
2. 技術規則の要件への違反、または必須要件に適合しない製品の流通開始	ロシア連邦行政違反基本法第14.43条	連邦消費者権利保護監督局（ロスポトレブナドゾル）	行政罰金 10万～30万ルーブル	
3. 技術規則への適合が認証されない製品への製品流通の統一マーク／適合マークの表示	ロシア連邦行政違反基本法第14.46条	ロスポトレブナドゾル	行政罰金 10万～30万ルーブル	.

4. 日本企業へのアドバイス

- 1) 輸入する包装が、関税同盟技術規則 005/2011 の適用対象範囲内であるか否かを明確にする目的で、企業は同技術規則を分析する必要がある。
- 2) 企業は、関税同盟技術規則や EEU 技術規則を輸入製品のマークと包装の要件という点で綿密に分析し、相応の要件の順守を確保する必要がある。
- 3) 関税同盟技術規則や EEU 技術規則で要求されるロシア語のマークおよび製品流通の統一マークは、輸入時に製品に表示されていなくてはならない。